所得税の額が記載された書類並びに」に改め、同表第百六十六条の項中「報告書」の下に「、同法第三十七条の十四の二第八項各号（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に掲げる金額並びに同項の規定により徴収された所得税の額が記載された書類」を加え、同条第十五項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「並びに同法」を「、同法」に、「通知書」を「通知書並びに租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十三項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により交付される報告書」に改める。

第二十五条の九の二第一項中「のうち」を「又は法第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等のうち」に、「非課税口座内上場株式等が」を「非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が」に、「非課税口座から」を「非課税口座又は当該未成年者口座内上場株式等に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座から」に改める。

第二十五条の十の二第十一項中「振替口座簿」の下に「又は国外におけるこれに類するもの」を加え、同条第十五項第三号中「若しくは法」を「、法」に、「法第三十七条の十四第一項」を「同条第一項」に、「第六号及び第二十五号」を「以下この項」に、「上場株式等又は」を「上場株式等若しくは法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項及び第十九項において「未成年者口座」という。）に係る同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）であつた上場株式等又は」に、「非課税口座を」を「非課税口座及び未成年者口座を」に改め、同項第六号中「を除く」を「及び未成年者口座内上場株式等を除く」に改め、同項第十二号中「特定口座を」を「金融商品取引業者等に特定口座を」に改め、同号ハ中「当該」を「新株予約権のうち、当該」に、「新株予約権」を「もの、当該金融商品取引業者等に開設された非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であるもの又は当該金融商品取引業者等に開設された未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であるもの」に改め、同項第二十二号中「時に」を「時に」に、「ものに限る」を「ものに限り、当該特別口座に記載又は記録がされている当該割当てを受けた株式につき次に掲げる事由により取得した株式を含む」に、「及び非課税口座」を「、非課税口座及び未成年者口座」に、「移管」を「移管（当該割当ての日から十年以内に行うものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　株式の分割

ロ　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当て（当該株式無償割当てにより当該特別口座に記載又は記録がされている株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）

ハ　所得税法第五十七条の四第三項第二号に規定する取得条項付株式の同号に定める取得事由の発生（当該取得の対価として当該取得をされる株主に当該特別口座に記載又は記録がされている株式と同一の種類及び銘柄の株式が交付されるものに限る。）

第二十五条の十の二第十五項第二十五号中「の営業所又は当該金融商品取引業者等の他の営業所」を削り、同項第二十六号を同項第二十八号とし、同項第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この号において同じ。）又は継続管理勘定（同項第四号に規定する継続管理勘定をいう。以下この号において同じ。）に係る未成年者口座内上場株式等で、当該未成年者口座からの当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該特定口座に移管することを依頼する旨、移管する未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管されること。

ロ　当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の未成年者口座内上場株式等で当該非課税管理勘定に係るもの（当該移管がされる日に法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)(ii)の規定による移管がされるものを除く。）は全て当該移管がされる未成年者口座内上場株式等に含まれること。

二十七　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座（法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座であるものに限る。）に係る特定口座内保管上場株式等で、同項第二号ト又は第六号ホ若しくはへの規定により当該特定口座が廃止される日に当該特定口座から当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座以外の特定口座への振替の方法により当該特定口座内保管上場株式等の全てを受け入れるもの

第二十五条の十の二第二十項中「を除く」を「及び未成年者口座を除く」に改める。

第二十五条の十の三第一項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（同条第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。第三項及び次条第一項第一号において同じ。）を送信して」に、「同条第四項」を「法第三十七条の十一の三第四項」に改め、同条第三項中「提示」を「提示又は送信」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改める。

第二十五条の十の四第一項第一号中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に、「名称」を「名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」に改める。

第二十五条の十の五第一項中「所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなる」を「恒久的施設を有しないこととなる」に改め、同条第二項中「の居住者又は国内に」を「の居住者又は」に改め、「かつ、帰国」の下に「（居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当することとなることをいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に改め、同項第二号中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者（次号に規定する居住者を除く。）」に改め、「いう。」の下に「以下この項及び」を加え、同項に次の二号を加える。

三　当該居住者のうちその出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項（同条第十項の規定により適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受けたものが、帰国をした後、法第三十七条の十一の三第四項の規定により当該金融商品取引業者等の営業所の長に特定口座開設届出書の提出をする際、当該特定口座開設届出書とともに出国口座内保管上場株式等移管依頼書並びに所得税法第百五十三条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用の有無及び同法第六十条の二第一項各号に定める金額を証する書類で財務省令で定めるものの提出をすること。

四　前号の居住者が出国の日から五年を経過する日（所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている者にあつては、十年を経過する日）までに帰国をした場合には、当該帰国の日から四月を経過した日（同日が同法第百五十三条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求をした者の当該請求に基づく更正の日前である場合にあつては、同日）以後に出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出をすること。

第二十五条の十一第四項及び第五項中「国内に」を削り、同条第六項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該特定口座に移管することを依頼する旨、移管する未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管されること。

第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項及び第二百三十二条の項の項中「の項、」を「の項及び」に改め、「第百二十七条第一項及び第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加え、「及び第二百三十二条の項」を削り、同表第十六項の表